

「笠間市立病院のあり方に関する検討」基本方針

1. 基本方針

笠間市は平成18年3月に合併し誕生以来、国における三位一体の改革や、急激に進展する少子・高齢社会における複雑多様化する行政需要に対応し、継続的行政運営が可能な行政体となるため、「笠間市行財政改革大綱及び実施計画」を策定し、行財政改革に取り組んでいる。

自治体病院の経営状況が厳しさを増すなか、総務省では「地域医療の確保と自治体病院のあり方等に関する検討会」において自治体病院の再編・ネットワーク化の必要性についての報告がなされ、厚生労働省は医療制度改革の中で地域医療における機能の特化を進めるなど、そのあり方を大きく見直そうとしている。

こうした中、笠間市立病院は、行財政改革推進の一環として、笠間市行財政改革大綱実施計画(公営企業の健全化)に基づき、経営形態の見直し[縮小(病床廃止診療所化)・指定管理者(公設民営)・民間移譲・廃止等]について検討する。

2. 検討委員会

「笠間市立病院のあり方に関する検討委員会」を設置し、上記基本方針に基づき検討を求める。

検討委員会における検討の結果及び何時までに実施するかについての実施期間まで含めての提言を受ける。

提言までの検討期間は、平成19年度中(平成20年3月末)とする。